

安全の手引き

- SAFETY GUIDE -

西オーストラリア州

2017年版

在パース日本国総領事館

[目次]

I	はじめに	2
II	犯罪発生状況	3
III	防犯対策	6
IV	山火事について	10
V	テロ等に対する注意事項	11
VI	その他の注意事項	12
VII	交通事情と対策	14
VIII	緊急事態に備えてのチェック・リスト	17
IX	連絡先一覧（警察，医療，総領事館その他）	19

I はじめに

1 「安全の手引き」について

「安全の手引き」は、西オーストラリア州に在住の皆様が安全に日常生活を営んで頂くために必要な情報を取り纏めたものです。西オーストラリア州の人口は262万人であり、人口の78%はパース都市圏に集中しています。ここ数年の人口の急増により、犯罪が多様化し、暴行傷害、強盗、麻薬犯罪が増加傾向にあります。日本では、西オーストラリアの州都パースは、「美しい街」、「治安の良い街」として紹介されることもあります。犯罪発生率（人口10万人当たりの犯罪発生件数）は、日本と比べ高い傾向にあるので、このことを念頭におき、安全確保に注意する必要があります。

また、在留邦人数の増加に伴い、邦人が巻き込まれる事件や事故が発生していますが、予め適切な情報を入手していれば、未然に防げたものも多いと思われます。現地の社会について十分な知識を身に付けることは、安全な生活を送るための重要な要素となります。在留邦人の皆様には、海外においては言語・風俗・習慣・社会制度が異なることなどから、外国で生活することのリスクが伴うことを自覚し、「自分（家族）の身は自分で守る」との考え方を遵守して頂くことが求められています。在留邦人の皆様が安全を確保する上で、本冊子を少しでも役立てて頂ければ幸いです。

2 在留届けの提出について ～「在留届」はあなたの安全の守り役～

(1) 近年、海外で生活する日本人が急増し、このため海外で事件・事故や思わぬ災害に巻き込まれるケースも増加しております。万一、皆様がこのような事態に遭った場合には、総領事館は「在留届」をもとに皆様の所在地や緊急連絡先を確認して援護します。従って、在留届は皆様や家族の安全のために大切な役割を果たしています。

(2) 旅券法第16条により、「外国に住所又は居所を定めて3カ月以上滞在する日本人は、住所又は居所を管轄する日本の大使館又は総領事館に「在留届」を提出する」よう義務付けられています。西オーストラリア州内の住所等が決まりましたら、必要事項を記入の上、速やかに在パース総領事館へ提出をお願いします。

(3) 登録方法

ア 在留届電子届出システムORRネット <https://www.ezairyu.mofa.go.jp>

イ 当館領事窓口での提出

(4) 帰国・転出・変更

「在留届」提出後、転居や家族の移動など「在留届」の記載事項に変更があったときや帰国するときは、必ず提出した大使館又は総領事館に、「転居・変更・帰国届」(Email 受付可)の提出をお願いします。

II 犯罪発生状況

1 犯罪発生状況

- (1) 西オーストラリア州は、国際的に見て比較的治安の良い地域と思われていますが、日本と西オーストラリア州及びパース首都圏を比較した以下の犯罪統計表の通り、油断は禁物です。ここ1～2年犯罪発生件数も増加しています。西オーストラリア州の治安は、当地関係当局の努力もあり、比較的保たれてはいますが、犯罪発生率は日本より高いことを認識する必要があります。特にパース首都圏において、昨年の犯罪総数は若干減少したものの西豪州における犯罪の約77%が発生していることから、特に注意が必要です。
- (2) 在留邦人の犯罪被害例として、詐欺、スリ、窃盗、強盗、車上荒らしの被害報告があります。また、麻薬関連犯罪が増えていることにも注意が必要です。
- (3) 当地で生活するにあたり、常日頃から防犯を意識する必要があります。お住まいの地域の状況を良く把握し、安全対策に努めて下さい。

2 犯罪発生件数

(西豪州全体)

No	主な犯罪種別	2013	2014	2015	2016	前年比	犯罪発生率 (10万人あたり)
1	殺人(未遂を含む)	86	79	99	75	-24.24%	2.9
2	性犯罪(過去事件を含む)	3,294	3,919	4,273	3,496	-18.18%	133.6
3	暴行傷害(DVを含む)	26,383	26,053	30,803	33,632	9.18%	1,285.0
4	強盗	1,533	1,389	1,391	1,405	1.01%	53.7
5	窃盗(侵入犯)	35,646	35,328	37,906	37,563	-0.90%	1,435.2
6	車両盗難	8,785	8,115	8,538	8,511	-0.32%	325.2
7	窃盗(スリ)	77,985	82,364	93,840	89,219	-4.92%	3,408.9
8	麻薬犯罪(所持, 売買, 使用)	16,565	23,319	34,118	39,557	15.94%	1,511.4
9	その他	82,151	52,596	77,749	77,938	0.24%	2,977.9
	合計	252,428	233,162	288,717	291,396	0.93%	11,133.9

※統計は、西豪州警察が2016年7月に公表した「西豪州犯罪統計」に基づく。西豪州人口262万人(2016年6月)

(パース首都圏全体)

No	主な犯罪種別	2013	2014	2015	2016	前年比	犯罪発生率 (10万人あたり)
1	殺人(未遂を含む)	56	42	63	54	-14.29%	2.6
2	性犯罪(過去事件を含む)	2,225	2,866	3,231	2,624	-18.79%	128.7
3	暴行傷害(DVを含む)	17,526	17,218	21,496	22,771	5.93%	1,116.7
4	強盗	1,367	1,237	1,236	1,236	0.00%	60.6
5	窃盗(侵入犯)	28,428	27,177	29,095	28,389	-2.43%	1,392.2
6	車両盗難	7,092	6,514	6,816	6,721	-1.39%	329.6
7	窃盗(スリ)	63,837	68,030	78,283	73,894	-5.61%	3,623.7
8	麻薬犯罪(所持, 売買, 使用)	10,883	15,288	23,105	27,750	20.10%	1,360.8
9	その他	54,756	52,979	59,016	55,870	-5.33%	2,739.8
	合計	186,170	191,351	222,341	219,309	-1.36%	10,754.7

※統計は、西豪州警察が2016年7月に公表した「西豪州犯罪統計」に基づく。パース首都圏人口204万人(2016年3月)

(西豪州と日本の主要犯罪発生率比較)

No	犯罪種別	西豪州(2016)		日本(2016年)		犯罪発生率比較 (西豪州/日本)
		発生件数	10万人あ たりの犯 罪率	発生件数	10万人あ たりの犯 罪率	
1	殺人(未遂含む)	75	2.9	896	0.7	4.06
2	性犯罪(過去事件を含む)	3,496	133.6	10,394	8.2	16.32
3	暴行傷害(家庭内暴力含む)	33,632	1,285.0	56,189	44.3	29.04
4	強盗	1,405	53.7	2,332	1.8	29.23
5	窃盗(侵入犯)	37,563	1,435.2	76,481	60.2	23.83
6	車両盗難(自動車, 単車)	8,511	325.2	35,963	28.3	11.48
7	窃盗(スリ)	89,219	3,408.9	3,680	27.0	126.42
8	麻薬犯罪(所持, 売買, 使用)	39,557	1,511.4	19,463	142.6	10.60
9	その他	77,938	2,977.9	790,806	5,794.8	0.51
	合計	291,396	11,133.9	996,204	7,299.9	1.53

※日本の犯罪発生件数：警察庁が公表した、「平成28年犯罪統計資料」より抜粋。日本人口12,701万人

※日本の麻薬犯罪件数については、2017年2月現在薬物犯罪統計未公表につき、前年同数とした。

(パース首都圏と東京都の主要犯罪発生率比較)

No	犯罪種別	パース首都圏(2016)		東京都(2016)		犯罪発生率比較 (西豪州/日本)
		発生件数	10万人あ たりの犯 罪率	発生件数	10万人あ たりの犯 罪率	
1	殺人(未遂含む)	54	2.6	81	0.6	4.46
2	性犯罪(過去事件を含む)	2,624	128.7	939	6.9	18.70
3	暴行傷害(家庭内暴力含む)	22,771	1,116.7	7,883	57.8	19.33
4	強盗	1,236	60.6	402	2.9	20.58
5	窃盗(侵入犯)	28,389	1,392.2	5,230	38.3	36.33
6	車両盗難	6,721	329.6	2,250	16.5	19.99
7	窃盗(スリ)	73,894	2,823.4	1,751	12.8	220.05
8	麻薬犯罪(所持, 売買, 使用)	27,750	1,060.3	2,191	16.1	66.04
9	その他	55,870	2,134.7	113,897	834.6	2.56
	合 計	219,309	8,379.5	134,624	986.5	8.49

※東京都の犯罪発生件数：警察庁が公表した、「平成28年犯罪統計資料」より抜粋。東京都人口1,365万人

※東京都の麻薬犯罪件数については、2017年2月現在薬物犯罪統計未公表につき、前年同数とした。

Ⅲ 防犯対策

当地で多く見られる犯罪とその対策は以下の通りです。不幸にして、被害に遭った場合には、直ぐに西オーストラリア州警察（緊急：000，一般：131444）に連絡の上、最寄りの警察署に被害届を提出して下さい。

1 暴行傷害

暴行傷害は偶発的に起こることが多い犯罪です。薬物中毒者、酔っぱらい、精神的に高揚している集団（スポーツのサポーター等）が多くいる場所・時間帯を避けて行動するようにしましょう。特に、夜間における暴行傷害事件の多い市内北部（ノースブリッジ周辺）及び競技場のあるスピアコ周辺は、繁華街であることから、注意が必要です。被害に遭わないためには、危険と思われる場所・時間帯に歩かないことが重要です。

2 ひったくり・強盗

時間や場所の限定なく、ひったくり・強盗の被害が報告されています。特に近年、強盗犯罪が増加傾向にあり、邦人被害者も報告されています。ひったくりや金品が目的の暴漢に襲われた場合、持ち物を遠くへ投げ出し相手の注意が荷物に逸れた際に逃げ出す等により、まず身の安全を確保してください。その後、大声で「ヘルプ」等周囲に助けを求めることも重要です。荷物を渡さないよう過度に抵抗すると、加害者から暴行をより多く受けることになり、かえって危険です。

（1）防犯対策

- ア 特に、夜間の移動は徒歩を避けタクシー等、車を使用する。
- イ 徒歩で移動する場合は一人歩きは極力避け、複数で行動する。
- ウ 遠回りでも明るい道へ迂回し、人気のない道を避ける。
- エ 酔っぱらいや大声を上げている個人・集団を避ける。
- オ 極力、貴重品等を持ち歩かない。隙を見せない。

（2）被害に遭った場合の対応

- ア 人命を第一に考え、犯人の要求に逆らわない。
- イ 安全を確保した後、大声で助けを求める。
- ウ 犯人の特徴（身体的特徴、服装、車のナンバー等）をよく観察しておく。
- エ 警察に通報の上、被害届を提出する。

3 窃盗（スリ・置引き）

当地では、スリ・置引きの被害が目立っています。これらの被害はちょっとした注意さえすれば、未然に防げたと思われるものがほとんどです。

（1）防犯対策

- ア 買い物や支払い中にバッグ・財布を体から離さない。（中身にすぐ手が届くようなバッグは要注意）
- イ 財布をズボンのお尻のポケットやバッグの中で簡単に見える位置に置かない。
- ウ レストラン等で食事をする際は、椅子・テーブルにバッグなどの貴重品等を放置しない。

- エ 現金自動支払機（ＡＴＭ）での多額の現金引き出しは、格好の標的になります。一度に多額の現金を引き出すことは極力避け、周囲に不審な人物がいないことをよく確認した上で、ＡＴＭを利用する。
- オ ユースホステルやＹＭＣＡ等の簡易宿舎では置引きの被害が多いので、これらの宿舎に宿泊する場合は、貴重品の取扱いに特に注意する。

4 性犯罪・セクシャルハラスメント

性犯罪は夕方から夜間にかけて１人歩きの時に被害が発生しています。地域的には、ビーチサイド、郊外の駅・バス停留所から徒歩での帰宅途次等、用心が必要です。帰宅時間が遅くなるような外出は、出来る限り避けるよう心がけましょう。また、バック・パッカーやファーム・ステイ等でのセクシャル・ハラスメントの被害が報告されています。マッサージと称して身体に触ってくる場合や、一緒にお酒を飲んで酔った際に襲われることが多いようです。怪しい雰囲気を感じた場合は決して油断せず、即座にその場から離れるとともに、毅然とした態度で接しましょう。

（１）性犯罪への対策

- ア 特に、夜間の移動は徒歩を避けタクシー等、車を使用する。
- イ 徒歩で移動する場合も一人歩きは極力避け複数で行動する。
- ウ 危険を感じたら遠回りでも明るい人通りの有る場所へ迂回する。
- エ セクシャル・ハラスメントには、毅然とした態度で接する。
- オ 泥酔しない。

（２）被害に遭った場合

必ず警察に通報のうえ、被害届を提出するとともに、被害状況により病院を受診する。

5 家屋侵入盗（一般住宅）

在留邦人の犯罪被害の多くは、家屋侵入盗です。防犯のポイントは、窃盗犯が手を出しにくい状況を作ることにあります。窃盗犯は、音や光、人に見られることにおよび、侵入するのに必要以上の時間を要することを嫌います。また、外部から見えるところに貴重品などのバッグを置いていると、窃盗犯のターゲットとなります。

家屋侵入盗は自動車の有無を確認して侵入することも多いので、車庫は自動車の有無が一目で判らないような覆い付きが望ましいでしょう。また、出張や旅行等で自宅を留守にする場合は、一時新聞の配達を止めることや、郵便受けの郵便物を知人等に預かって貰う等、不在であることが外から分からないような工夫も必要です。表通りから奥まった家屋が狙われやすく、一度盗難に遭った家は連続して空き巣に入られる傾向があります。空き巣対策を念頭において、住居選定をすることをお勧めします。

また賃貸家屋の場合、入居時点において合鍵が作成され何者かに渡っていることも考えられるので、新たな鍵（登録番号付きのものにすると合鍵の作成を防止できます）に交換することも一案です。貴重品は銀行の貸金庫に預けること、隣近所の人達と日頃より親しくしておくこと、可能であれば警報装置を設置すること等、十分な対策を講じておくことが望まれます。

（１）対策のポイント

- ア 警備装置の設置された集合住宅（３階以上）に居住する。
- イ 短時間の外出でも、必ず戸締まりをする。
- ウ 木や木立が隠れ場所にならないよう剪定する。

- エ 大工道具及び梯子等は侵入を容易にする道具になるため、倉庫に収納する。
- オ ガレージ及び物置の出入口を施錠する。
- カ 出入口の外側にセンサー付き点灯照明装置を取り付ける。
- キ 玄関ドアにはのぞき穴を取り付ける。
- ク 入り口ドアにはデッドロック／デッドボルト（屋内側から鍵で開閉する錠）を取り付ける。
- ケ 新たに入居した時は、鍵を付け替える。
- コ 留守だと思わせない。タイマー付ラジオ（ライトやテレビ）を有効活用。新聞、郵便物を溜めない
- サ 緊急連絡先が入力若しくはメモされた電話を主寝室にも取り付ける。
- シ 貴金属等は、写真を撮っておく。
- ス 電気機器等の個体識別番号（シリアルナンバー）を控えておく。
- セ 可能であれば犬を飼う。
- ソ 自宅周辺に駐車あるいは徘徊している不審者（車）の特徴を記録し、必要に応じ警察へ通報。

6 家屋侵入盗（ホテル・バックパッカー）

現金や旅券等の貴重品は備え付けの金庫へ入れるか、常時身に付けて下さい。ある程度のホテルであれば、暗証番号で開閉する SAFE BOX が部屋に備えられていますので、現金・貴重品は必ず SAFE BOX に入れましょう。部屋に鍵が掛かるからといっても、侵入者が合鍵を準備していることがあります。

7 車上荒し

車上荒しはわずかな数分の間でも発生することがあります。エリアについては特定された場所ではなく、時間帯も様々です。比較的外部から犯行が見えず、不特定多数の人が出入りできる立体駐車場をはじめ、ショッピングモール、公園、海岸、セキュリティの整った自宅やオフィス、マンション（アパート）の駐車場、人通りの少ない路上パーキングなど様々な場所において発生しています。このような被害に遭わないため、車から離れる際は、すぐに戻る予定であっても車内には貴重品はもとよりバッグ等も放置せず、外部から車内に物があることを思わせないようにすることが肝要です。さらに、駐車する場所を考え、明るい場所や見通しの良い場所、防犯カメラに撮影されている場所を選定し駐車することをお勧めします。

8 自動車盗難

車の盗難は、自宅以外の一般駐車場から盗まれることが多いようですが、実際には自動車盗難犯罪の半数近くが自宅のガレージや敷地内から盗まれています。まず、自宅の人目に付かない場所にキーを保管しましょう。外出時にはなるべく路上駐車を避け、カメラの設置されているセキュリティーが施された駐車場、若しくは照明設備がある利用客の多い駐車場を利用することをお勧めします。

（1）防犯対策

- ア オリジナルキーを見つけやすい場所に保管しない。
- イ 盗難防止装置（ハンドルロック、警報装置、イモビライザー（合鍵や配線直結による手口に有効）の設置。

（2）イモビライザーについて

イモビライザーとは自動車盗難予防装置の一種で、オリジナルキー以外のキーでドアを開ける、エンジンをスタートさせようとする、大きな警報音が鳴るもので、300 豪ドル程度から装着可能。西オーストラリア州に於いては 1999 年 7 月 3 日以降、製造後 25 年以上経過した車及び自動二輪車等を除き原則装着義務が課せられている。

9 事後措置

十分な犯罪対策を講じていても犯罪被害に遭うことがあります。空き巣を例に、犯罪被害の際にとるべき措置について以下を参考にしてください。

(1) 警察 (131444) に電話する。

窓ガラスやドアの鍵穴等が壊されていたり、部屋が荒らされていたりして空き巣に入られたことが判ったら、家の中には入らず、敷地外の安全な場所から、直ぐに警察に電話して下さい。

(2) 対応手順

ア 警察に通報。131444 に電話すると最寄りの警察につながりますので、空き巣に遭ったことを伝えて下さい。

イ 警察官が到着したら被害状況を説明します。

ウ 必ず警察官より証明書 (Complainant Advice Slip) を発行してもらって下さい。

「Complainant Advice Slip」は番号のみです。日本で盗難品がカバーできる保険に加入しているのであれば、この Slip を元に盗難品一覧が記載された証明書 (手数料と日数がかかります) を取り寄せれば、契約した保険会社に請求することができます。

IV 山火事について

1 発生時期

西オーストラリア州における山火事は、パース近郊を含め11月から4月までの期間に多く発生しています。山火事が発生した際は、風速や風向き等の状況によっては大規模災害へと拡大する可能性があります。テレビ・ラジオ等の報道や下記ウェブサイト等で当地の最新情報を入手し、山火事が発生している地域には近づかないで下さい。また、近郊に滞在中の方は現地当局の指示に従い、安全の確保に努めてください。

2 情報収集先

山火事発生の確認、現時点の状況、初動案内、避難ルート案内につき、個別に山火事案に沿った案内がされます。

(1) 情報提供機関

Department of Fire and Emergency Services (DFES) <http://www.dfes.wa.gov.au/>

(2) 警報・注意報の入手先

ア ウェブサイト DFES www.dfes.wa.gov.au/alerts (電話 DFES 13 3337)

イ ラジオ AM720(ABC Radio), AM882(6PR) (ツイッター DFES www.twitter.com/dfes_wa)

V テロ等に対する一般的な注意事項

これまで、比較的安全と言われていたオーストラリアにおいても、テロに対する警戒が促されるようになってきました。テロは発生予測が難しく、日頃から家族・知人・友人・勤務先で一般的注意事項を共有し、発生時の対応を取り決めておくことが有効です。

1 オーストラリアの現状

オーストラリアが、米国を始めとする欧米諸国による、「イスラム国（以下 I S I L）」への空爆に参加して以降、オーストラリア政府は、国内のテロ警戒レベルを引き上げました。テロの警戒レベル引き上げ以降、過激派グループの一斉逮捕など、取り締まりを強化しています。西オーストラリア州警察は、当地でのテロの可能生につき、「一般市民は、日常生活において警戒する必要はあるが、必要以上にテロを恐れる必要はない」としています。ただし、2014年12月のシドニー立て籠もり事件と同様のローンウルフによる事件発生を未然察知することは非常に困難であり、当地でも突発的なテロが発生する可能生は排除出来ません。

2015年11月、オーストラリア政府は、国内でテロ活動が発生する可能生の高さを一般市民に知らせるため、新たな国家テロ脅威警戒システム（N T T A S）を導入するとともに、テロ脅威度表示を「高位」から「起こりそうである（P r o b a b l e）」に変更しました。（注意：特定の脅威に対して導入されるものではありません）

2 予防対策

（1）テロの標的となり場所へ近づかない

- ア テロの標的に成りやすい軍・政府の施設・通信・エネルギー関連施設等の場所には極力近づかないようにする。
- イ 人の賑わうところ（空港、駅、繁華街等）はテロの標的に成りやすいところです。不必要に近づかないようにする。

（2）正確な情報を得ること

公的機関の情報やテレビ・ラジオ・インターネット情報を確認する。

（外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>）

（3）予定・行動を把握しておくこと

- ア 家族、知人等に必ず行く先を連絡し、必要に応じて連絡を取るようになる。
- イ 安否の確認、援助を受けやすくするため、家族・知人及び友人と容易に連絡が取れる安全な避難場所を予め決めておく和良好的でしょう。
- ウ 頻繁に移動するワーキングホリデーの方は、特に家族、友人等への安否の連絡を定期的且つ確実をお願いします。

VI その他の注意事項

1 医療保険に加入

病気を重点保証した医療保険に加入しましょう。受診される方の8割は病気が原因です。当地の医療技術は進んでいるので特に心配は要りませんが、医療費は安価ではありません。永住者以外で当地の公的医療保険に加入できない場合には、病気や事故に備えて、海外傷害保険等への加入が必須です。

2 検疫に注意

オーストラリアは固有の動植物保護や環境維持のため、厳しい検疫措置を実施しています。検疫官はその他の関係省庁と緊密に協力しながら、空港や港で検疫の対象となる物品を漏れなく検査・処理し、必要に応じて押収・破棄します。申告漏れに対しては、その場で罰金が課されることがあります。検疫対象品か否か判断し難い場合は、検疫官に物品を見せて指示を受けることをお勧めします。

駐日オーストラリア大使館ホームページ内「オーストラリア検疫検査局」(日本語)

<http://www.australia.or.jp/seifu/aqis/>

3 野生動植物の採取、国外持ち出しは厳罰

オーストラリアではトカゲ、カエル等の野生動植物のほとんどについて、採取、国外持ち出しが禁止されており、これに違反し有罪となると懲役を含む厳しい罰則が科されます。当地でも爬虫類を不法に国外へ持ち出そうとした邦人が空港で逮捕される事件が相次いで発生し、禁固刑や数万ドルに及ぶ罰金刑が科されています。

4 カード犯罪

当地においてもクレジット・カードやバンク・カードによる現金の引き出し、料金の支払い等が普及しておりますが、その手軽さ、便利さ故に、逆に不正使用等の被害も発生しております。他人には絶対に暗証番号を教えない、カードを鞆の中に放置したりせず、常に身に付けるようにしましょう。また、カード両面の photocopy を予め作成し、紛失等の場合には、直ちにカード会社に連絡を入れることが必要です。

5 スキューバ・ダイビング事故に注意

当地ではスキューバ・ダイビングが盛んですが、西オーストラリア海流の影響で真夏でも水温が低く流れが速いという特徴を持っています。また意思疎通の不足、気象海象を十分理解していないことから、東部各州沿岸では日本人ダイバーの死亡事故が連続して発生していますので、自分の技術以上の無理をせず、安全なダイビングを心がけて下さい。

6 ドラッグ(違法薬物)所持は犯罪

オーストラリアではドラッグ(違法薬物)の所持や使用、製造や栽培、または販売は違法です。違法薬物としては主に大麻(Grass, Ganja, Weed, Pot)、覚せい剤(Ice, Base, Speed, Meth)、コカイン、MDMA(Ecstasy, XTC, E)と呼ばれるものがあります。違反者には厳しい刑罰(罰金や懲役)が科せられます。知人に勧められたり、バーやナイトクラブ等で勧められても、ドラッグには絶対に手を出さな

いで下さい。

7 その他違法物の国外からの持ち込み及び所持に関する注意

麻薬以外にも様々な違法物の所持に関するトラブルが発生しています。特に当地警察は児童ポルノに関する画像データ等に関しては厳しく取り締まっており、この種の犯罪による最高刑は懲役 10 年及び罰金 275,000 豪ドルと大変厳しく定められています。児童ポルノに限らず、日本とオーストラリアで法律の範囲が違うものがありますので十分に留意して下さい。

8 家の賃貸借、シェア・ハウスする際の注意

賃貸借契約書は、誰が、誰に、どの物件を、いつまで、いくらで（家賃、保証金、保証金返還方法）貸すかを定めてありますので、内容を良く読んでからサインし、家賃等支払いの際は家賃を支払った証拠として必ず領収書を残しておきましょう。また家主とのトラブルの多くは、退去時における家屋の傷み具合が原因となるボンド（保証金）の返却に関して発生しています。入居時に家屋の状態を良く確認し、写真等を含めた記録を作成して家主のサインを貰うことをお勧めします。

9 喫煙に注意

西オーストラリア州健康法の改正により、1999年9月末から公衆の集まる施設内での喫煙については、限定された特別な場所以外での喫煙が禁止となり、違反した場合には 500 豪ドル以下の罰金が課せられるので注意が必要です。

10 家庭内暴力（DV）等に関して

同居している配偶者やパートナーからの身体的、精神的虐待を受けられた場合は、下記の機関で電話による相談や緊急避難用施設の紹介を受けることができます。DV等に関する悩みをお持ちの方は、お早めに当館あるいは以下の機関までご相談下さい。

Department of Child Protection, Family and Domestic Violence Unit

所在地：189 Royal Street EAST PERTH WA 6004

電話：9222-2555（24 時間対応の連絡先はHP内（Crisis and Emergency）をご覧ください。）

HP：<http://www.dcp.wa.gov.au/pages/home/.aspx>

Ⅶ 交通事情と対策

1 運転上の注意について

当地における道路交通事情は、一般に思われているほど良くはなく、特に都心よりも地方における交通死亡事故発生率が高いこともあり、地方に旅行等でお出掛けになる際には交通事故に遭わないよう十分注意する必要があります。

- (1) ラウンド・アバウト、速度制限、カンガルーの飛び出しに注意が必要です。ラウンド・アバウト（円形交差点：自分より右側の車に優先権）、Give Way（相手優先：自分が左折、相手が右折の場合であっても相手に優先権）等の日本では馴染みのない通行規制にも注意する必要があります。また数キロ程度の制限速度超過でも取り締まりの対象となる、昼夜、大通り、裏道を問わず飲酒運転の取り締まりが行われる等、日本の交通取り締まり事情とは大きく異なります。
- (2) パース市内及び近郊の道路は、一方通行・信号・右折禁止が多く、通勤時の朝夕にはハイウェイでも激しい渋滞が発生するため、追突事故が頻発します。一方、歩行者であっても横断歩道を横断する等、交通ルールを遵守する必要があります。歩行者側に過失があれば、車側からの保険が支払われないことがあります。
- (3) 郊外では車線数が減少し、舗装状況も悪化した箇所が多数あります。また制限速度（郊外では殆ど時速110キロ）の割には路幅が狭く、また路肩が砂利等であるため、一寸したはみ出しであっても横転事故に繋がるおそれがあります。また、各主要都市間が遠距離であるため、長時間の連続運転を行いがちになりますが、適度に休憩を取るよう心がけて下さい。なお、夜間はカンガルー等が自動車のライトに向かって飛び出すことがあり、衝突時のスピードによっては車及び人が大きなダメージを受けることがあります。

2 対策のポイント

- (1) 窓を拭く
視界の確保は安全運転の基本です。
- (2) 道順を調べる
慣れない道・慣れない英語であっても下調べをすれば運転に集中できます。
- (3) 定期点検を行う
タイヤの空気圧、エンジンオイル、冷却水、ファンベルト等の劣化の確認は安全に繋がります。
- (4) 夜間の未舗装路は、スピード2割減で運転する
視界が制限される夜間は、運転に余裕が必要です。

3 レンタカーの利用について

レンタカーは、安価で便利な交通手段であり気軽に借りられることから広く一般に利用されていますが、事故時のリスクを避けるためにも、借りる際の保険については慎重に確認して下さい。また、運転する可能性がある人全員を告知し、自損事故もカバーされた自動車保険を選択することをお勧めします。

○対策のポイント

- ア 運転する人全員を契約時に運転者として申し立てる。
- イ 保険でカバーされている範囲を確認する。

- ウ 契約時に自損事故もカバーされた任意保険に加入する。
- エ 信頼できる名の通ったレンタカー会社を使う。

4 事故発生時の対応について

人命を優先する人身事故の場合は、負傷者の応急手当を行うと同時に、電話番号「000」に連絡し交通事故発生時の連絡を行います。負傷者を緊急輸送すべきと判断した場合は、「000」に救急車の出動も併せて依頼します。車両はハザードランプを点滅させ、安全な場所へ移動させましょう。また、危険でなければ、道路上にある大きな破片物を取り除きます。

(1) 警察への通報

- ア 次の場合には警察「131 444」に通報しなければなりません。人身事故の場合（深刻な負傷者がいる場合は「000」に連絡し救急車および警察を要請。
- イ 事故の損害額が\$3,000を超える場合。
- ウ 相手がその場にいない場合（例：駐車場での接触事故等）。

(2) 届出内容

- ア 事故発生の日時
- イ 事故発生場所（詳しく）
- ウ 当事者の身分事項（WA州運転免許証等）
- エ WA州運転免許証の免許番号と有効期間
- オ 搭乗する車のナンバープレートとその満了事項
- カ 事故に巻き込まれた人の情報（運転手、同乗者、証人）
- キ 負傷者の有無
- ク 事故の特徴
- ケ 被害総額（車、物）
- コ 事故内容の説明
- サ 携帯電話やカメラで事故状況や周囲の状況、車両の損傷部等の写真を撮る

(3) 単独事故でない場合

相手方の氏名、住所、電話番号、勤務先、車の登録番号、加入している自動車保険会社名・電話番号及び保険証番号を確認します。

(4) 自動車事故における保険

ア 旅行者傷害保険

旅行者傷害保険を利用する場合は、医療機関側に保険契約書を示し、事故の事実と警察への照会番号を速やかに保険会社に連絡します。

イ 自動車第三者（人身事故）

保険：Motor Vehicle Third Party (Personal Injury) Insurance

(5) 自動車第三者（人身事故）保険

Motor Vehicle Third Party (Personal Injury) Insurance

自動車第三者（人身事故）保険は、事故による傷害の治療費用を支払うことを目的とした保険で、公道を走行する車両は「第三者賠償責任保険加入及び自動車登録」を行う義務が課せられており、西オーストラリア州保険局自動車人身事故課に保険金請求を行うことができます。

Insurance Commission of WA（通称 ICWA）,

The Motor Vehicle Personal Injury Division

所在地 : 13th Floor, The Forrest Centre, 221 St. George' s Terrace, Perth WA 6000

電話 : 08-9264-3333 フリーダイヤル : 1800-643-338 (パースを除く)

FAX : 08-9264-3564 ホームページ : www.icwa.wa.gov.au/

VII 緊急事態に備えてのチェック・リスト

1 旅券

- (1) 旅券については、6か月以上の残存有効期間があることを常に確認しておいてください（6か月以下の場合には在留先に在外公館に対して旅券切替発給を申請してください）。
- (2) 旅券の最終頁の「所持人記載欄」は漏れなく記載しておいてください。特に、下段に血液型（blood type）につき記入しておくことが有用です。
- (3) 旅券と併せ、滞在国の外国人登録証明書、滞在許可証等はいつでも持ち出せる状態にしておいてください。なお、出国や再入国に係る許可は常に有効な状態としておくことが必要です。

2 現金、貴金属、貯金通帳等の有価証券、クレジットカード

これらの物も、緊急時には旅券とともにすぐ持ち出せるよう保管しておいてください。現金は家族全員が10日間程度生活できる外貨及び当座必要な現地通貨を予め用意しておくことをお勧めします（ただし、当国の場合1万ドル以上の海外への通貨持ち出しは許可／届出が必要）。なお、出国する場合の出国税及び空港使用税の用意も必要です。

3 自動車等の整備

- (1) 自動車をお持ちの方は常時整備しておくよう心掛けてください。
- (2) 燃料は十分入れておくようしてください。
- (3) 車内には、懐中電灯、地図、ティッシュ、水等を常備してください。
- (4) なお、自動車を持っていない方は、近くに住む自動車を持っている人と平素から連絡を取り、必要な場合に同乗できるよう相談しておいてください。

4 携行品の準備

避難場所への移動を必要とする事態に備え、上記1.～3.のほか次の携行品を常備し、すぐ持ち出せるようにしてください。なお、退避時の飛行機内への持ち込み制限も考慮し、携行品は20kg程度にまとめておくことをお勧めします（自衛隊機等を含め、機種によっては搭乗前に10kg程度にまとめることを求められる場合もあります）。

- (1) 衣類・着替え（長袖・長ズボンが賢明。行動に便利で、殊更人目を引くような華美でないもの、麻、綿等吸湿性、耐暑性に富む素材が望ましい。また、所在国・地域や季節に応じ防寒着または毛布類を持参することが望ましい。）
- (2) 履き物（行動に便利で靴底の厚い頑丈なもの）
- (3) 洗面用具（タオル、歯磨きセット、石鹸等）
- (4) 非常用食料等
しばらく自宅待機となる場合も想定して、米、調味料、缶詰類、インスタント食品、粉ミルク等の保存食及びミネラルウォーターを、家族全員が10日間程度生活できる量を準備しておいてください。一時避難のため自宅から他の場所へ避難する際には、この中からインスタント食品、缶詰類、粉ミルク、ミネラルウォーターを携行するようにしてください（3日分程度以上）。
- (5) 医薬品

家庭用常備薬の他，常用薬（必要に応じて医師の薬剤証明書（英文）も用意），救急キット（外傷薬，消毒薬，衛生綿，包帯，絆創膏など），マスク等。

(6) ラジオ 周波数：9625kHz

FM放送やNHK国際放送を通じ，安全情報を伝達する場合があります。FM放送受信可能で，NHK海外放送（ラジオ・ジャパン），BBC，VOA等の短波放送が受信可能な電池使用のラジオ受信機が理想的（電池の予備も忘れないようにしてください。）

(7) その他

懐中電灯，予備の強力バッテリー，ライター，ローソク，マッチ，ナイフ，缶切り，栓抜き，紙製の食器，割り箸，固形燃料，簡単な炊事用具，可能ならヘルメット，防災頭巾（応急的に椅子に敷くクッションでも可）等

IX 連絡先一覧（警察，医療，総領事館その他）

1 日本政府関係

（1）総領事館

在パース日本国総領事館 08-9480-1800

住所 U22 / Level 2, 111 Colin St West Perth WA 6005

開館時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後1時，午後2時～5時

領事窓口：午前9時～午後12時半，午後2時～4時

夜間，週末，祝日等の休館時の場合でも，緊急時には上記番号にて連絡がとれます。

（2）日本外務省及びオーストラリアの在外公館

ア 外務省代表（東京）	0011-81-3-3580-3311
イ 在豪大使館（キャンベラ）	02-6273-3244
ウ 在シドニー総領事館	02-9501-1000
エ 在メルボルン総領事館	03-9679-4510
オ 在ブリスベン総領事館	07-3221-5188
カ 在ケアンズ出張駐在官事務所	07-4051-5177

2 その他の緊急連絡先

（1）緊急連絡先

救急車，警察，火事の際の緊急連絡先 000

（2）日本語の通じる医療機関

ア 外来一般 日本語医療センター Medical Centre 1800-777-313

イ 歯科 Lifecare Dental (Perth City) 08-9221-2777

（3）救急の場合

ア Royal Perth Hospital/Emergency Section 08-9224-2244

イ Sir Charles Gairdner Hospital/Emergency & Accident 08-9346-3333

ウ Princess Margaret Hospital for Children/Emergency 08-9340-8222

（4）警察関係

ア 一般照会（最寄りの警察につながります） 131-444

イ 西オーストラリア州の運転免許センター（West Perth） 131-156

ウ 交通事故についての照会 Traffic Crashes/Complaints 131-444

（5）法律相談

Legal Aids Western Australia（法律扶助委員会） 1300-650-579

Community Legal Centres Centres Association WA 08-9221-9322

（6）通訳

Translation & Interpreter Service 131-450

（安価で24時間利用できる公的サービス）

（7）オーストラリアの査証(VISA)関係照会先

Dept. of Immigration (Level 1/411 Wellington St. Perth)	131-881
(8) その他	
ア 西豪州日本人会	08-9285-1765
イ サポートネット虹の会	0403-530-928
(9) 航空会社 (国内線)	
ア カンタス航空	13 1213
イ ジェットスター	13 1538
ウ ヴァージンオーストラリア	13 6789
エ タイガーエアー	1300-174-266
オ リージョナルエクスプレス	13 1713
カ アライアンス	1300-780-970
(10) 航空会社 (国際線)	
ア ガルーダ インドネシア航空	+61-8-9214-5100
イ カンタス航空	13 1313
ウ キャセイ・パシフィック航空	13 1747
エ シンガポール航空	13 1011
オ マレーシア航空	13 2627
カ エミレーツ航空	1300-303-777
キ タイ航空	1300-651-960
ク ジェットスター	13 1538
ケ タイガーエアー	1300-174-266
コ アライアンス	1300-780-970
サ 中国南方航空	1300-889-628
シ エアアジア	02-8188-2133
ス マリンドエアー	1300-885-930
セ エティハド航空	1300-532-215
ソ エアニュージーランド	13 2476
タ スクート	02-8520-1888
チ カタール航空	1300-340-600
ツ 南アフリカ航空	1300-435-972
テ ヴァージンオーストラリア	13 6789
(11) 交通機関	
ア トランスパース (時刻&路線案内)	13 6213
イ エアポート・シャトルバス	1300-666-806
ウ Swan タクシー	13 1330
エ Black & White タクシー	13 3222
(12) クレジット・カード会社緊急連絡先 (紛失・盗難の連絡専用)	
ア アメリカン・エクスプレス	1300-132-639
イ ビザカード	1800-450-346
ウ ダイナース・クラブ	1300-360-060

エ バンクカード(24時間サービス)
オ マスター・カード

0011-81-3-3523-1191
1800-120-113